

「指定催し」とは

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しのうち、**消防長が定める要件**に該当し、火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定し、主催者に対し防火担当者の選任や火災予防上必要な計画の提出等を義務付けています。

※**消防長が定める要件**とは

- ① 1日あたり10万人以上の人出が予想され、主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店舗を超える規模の催し
- ② ①に準ずる規模を有する催しとして消防長が認めるもの

「指定催し」に関するQ&A

Q1 消防長が定める要件に該当すれば、「指定催し」として指定されるのですか。

A1 指定にあたっては、事前に主催者側の意見を聴く機会を設け、人出予想や出店計画数等の確認と催しに関する実態把握を行ったうえで、火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める場合に指定します。詳細は、開催地を管轄する消防署までご相談ください。

Q2 「指定催し」に指定された主催者はどのような義務が生じるのですか。

A2 主催者は火災予防上必要な計画の履行に関し全ての責任を負うと同時に、次の事項を義務付けられています。

- ◆ 火災予防の統括的な管理等が行える防火担当者を選任し、火災予防上必要な計画を作成させ、当該計画に従って、必要な業務を行わせる。
- ◆ 当該指定催しを開催する日の14日前までに上記計画を所轄の消防署長へ提出すること。

Q3 「防火担当者」は資格が必要なのですか。

A3 「防火担当者」としての特段の資格はありません。関係者に対し必要な指示等が行える管理的又は監督的な立場にあり、かつ、火災予防上必要な計画を適正に遂行できる権限を持つ者を主催者が防火担当者として選任することとしています。(主催者自ら防火担当者となることを妨げるものではありません。)

Q4 義務を履行しない場合の罰則等について知りたいのですが。

A4 主催者が火災予防上必要な計画の提出義務に違反した場合は、30万円以下の罰金に処するとともにその者が属する法人その他の団体も同様の罰金に処すると定めています。

Q5 火災予防上必要な計画とは、どのような事項を計画するのですか。

A5 催し全体の自主防火安全対策上、必要な事項は主に次の通りです。

作成等にあたっては、開催前の早い時期に所轄の消防署で適切なアドバイス等を受けてください。

- ◆ 主催者の責務や防火担当者の権限と業務内容に関すること。
- ◆ 「指定催し」全体についての火災予防の措置に関すること。
- ◆ 自衛消防組織の編成や各任務分担に関すること。
- ◆ 火災予防上必要な知識や技術を高める教育訓練の実施に関すること。